

香川県知事部局障害者活躍推進計画

機関名	香川県知事部局
任命権者	香川県知事
計画期間	令和7年4月1日から令和12年3月31日まで
香川県知事部局における障害者雇用に関する課題	香川県では、平成30年において、障害者雇用率の算定に当たり非常勤職員の人数を含めていないという誤りがあり、その人数を含めると法定雇用率が未達成となることが発覚した。これを受けて、障害者を対象とした非常勤職員の採用試験を新たに実施するなどの取組みを行い、令和元年6月1日以降は法定雇用率を達成している。 なお、令和6年4月1日以降の法定雇用率の引き上げに伴い、今後はこれまで以上に障害者の雇用を推進していく必要がある。 また、法定雇用率の達成を継続することは当然のこととして、障害を持つ職員の特性に応じて、職場定着を進めていくことが課題である。
目標	
1 採用に関する目標	【実雇用率】（各年6月1日時点） （各年度）当該年6月1日時点の法定雇用率以上 参考 令和6年6月1日時点の実雇用率：2.92% （評価方法）毎年任免状況通報により把握・進捗管理
2 定着に関する目標	不本意な離職者を極力生じさせない。 （評価方法）毎年任免状況通報のタイミングで、前年度に障害者雇用率制度の対象障害者として新たに採用した者の定着状況を把握
取組内容	
1 障害者の活躍を推進する体制整備	
(1) 組織面	○障害者雇用推進者として総務部長を選任している。 ○本計画の推進のため、障害のある職員の参画を求めて、各年度における目標の達成状況や課題の確認等を行う。 ○所属長又は上司や障害者職業生活相談員、障害のある職員の相談窓口の役割を整理し、障害のある職員本人からの相談先を庁内掲示板により周知する。 ○障害者職業生活相談員を人事課に複数名（男女それぞれ1名以上）選任するとともに、対象障害者が5名以上である出先機関についても、障害者職業生活相談員を1名以上選任する。
(2) 人材面	○障害者職業生活相談員に選任された者について、厚生労働省が開催する障害者職業生活相談員資格認定講習を受講させる。 ○障害者が配属されている所属の職員を中心に香川労働局が開催する「精神・発達障害者仕事サポーター講座」の受講案内を行う。 ○「香川県における障害者雇用の推進（令和元年5月策定）」の周知や研修の実施により、障害のある職員に対する合理的配慮や障害者雇用に対する職員の理解を深める。

2 障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出	
	○障害のある職員がその有する能力を発揮して遂行できる職務の選定（既存業務の切出し等）や創出（複数の作業の組合せによる新規業務の創出等）を行う。 ○所属長は、面談その他の適切な方法により、障害のある職員と配慮事項や業務内容、難易度に関する認識を共有したうえで、業務の割振りを行う。また、障害のある職員が、割り振られた業務の実施に当たり、障害によって能力の発揮が困難であるなどを理由として、業務の調整を希望した場合は、その妥当性や配慮の程度、他の職員の業務量とのバランスを総合的に勘案して、再度、業務の調整を行う。
3 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	
(1)職務環境	○障害のある職員からの申し出に基づいて話し合いを行い、合理的配慮の提供のため必要と認められる場合は、音声読み上げソフトや拡大読書器等の就労支援機器の導入の検討を行う。 ○所属長は、障害のある職員について、面談その他の適切な方法により必要な配慮等を把握し、継続的に必要な措置を講ずる。なお、必要な措置を講じるに当たっては、障害者からの要望を踏まえつつ、必要に応じて就労支援機関等にも相談しながら、過重な負担にならない範囲で適切に実施する。
(2)募集・採用	○募集・採用に当たっては、以下の取扱いを行わない。 ・特定の障害を排除し、又は特定の障害に限定する。 ・自力で通勤できることといった条件を設定する。 ・介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。 ・「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。 ・特定の就労支援機関からのみの受入れを実施する。
(3)働き方	○所属長は、障害のある職員の障害の態様・程度や業務の内容、執務環境などを踏まえ、適当と認める場合には、テレワーク勤務等を命じる。 ○職員を対象に、業務上支障がないことを前提とした、フレックスタイム制を実施するとともに、適宜必要に応じて運用の改善を図る。 ○所属長は、公務能率を高めるとともに、ワーク・ライフ・バランスの推進を図るため、所属職員の超過勤務の適切な管理及び縮減、年次休暇の取得促進に取り組む。 ○所属長は、毎年度イクボス宣言を行い、育児をしている職員だけでなくその周りの職員を含めた全ての職員の働きやすい職場を目指すものであることに留意の上、具体的な実施目標を宣言する。
4 その他	
	○国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障害者の活躍の場の拡大を推進する。